いすみ市いすみブランド認定委員会設置要綱

　（設置）

第１条　この告示は、いすみ市いすみブランド認定要綱（平成27年いすみ市告示第　号。以下「認定要綱」という。）第３条に基づき、いすみブランドの認定に当たり、必要な事項を審議するため、いすみ市いすみブランド認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

　（所掌事務）

第２条　認定委員会は、次の事項について協議検討を行う。

　(１)　いすみブランドの認定基準の策定に関すること。

　(２)　いすみブランドの認定全般に関すること。

　(３)　その他認定要綱第１条に掲げる目的を達成するために必要な事項

　（組織）

第３条　認定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

　(１)　公共的団体の役員

　(２)　識見を有する者

　(３)　その他市長が必要と認める者

　（任期）

第４条　委員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　委員は、委嘱されたときの要件を欠いた場合は、その職を失うものとする。

　（委員長及び副委員長）

第５条　認定委員会に委員長及び副委員長それぞれ１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

　（会議）

第６条　認定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

３　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

　（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

　（庶務）

第８条　認定委員会の庶務は、水産商工観光課において処理する。

　（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか認定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

　　　附　則

　この告示は、公布の日から施行する。